

第1回 南あわじ市名誉市民選考委員会 議事要旨

◆日時 平成30年2月1日（木） 午前9時00分～午後10時25分

◆会場 南あわじ市役所本館3階 304・305会議室

◆出席者 委員：7名

市川富夫委員（委員長）、三原賀代子委員（副委員長）、原孝委員
数田久美子委員、清川とし子委員、稲本保男委員、奈良正博委員

南あわじ市：1名

守本憲弘市長

事務局：4名

企画部長、秘書課長及び秘書課担当2名

◆会議の概要

1. 開 会 事務局から開会の言葉

2. あいさつ 守本市長あいさつ

3. 委嘱状交付

南あわじ市名誉市民選考委員会規則第3条の規定に基づき、委員の委嘱状について、各委員に対し交付した。

4. 自己紹介

委員、市長、事務局順に自己紹介を行った。

5. 計画審議会の運営について

事務局より、南あわじ市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）の運営について、次の通り説明をした。

（選考委員会の運営について）

南あわじ市名誉市民条例には、名誉市民の目的や選定、顕彰、待遇、名誉市民の取り消しなどが明記されています。第1条では、どういう方に名誉市民の称号が贈られるか記されており、本市市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は産業文化の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、市民の尊敬の的と仰がれる者に対し、名誉市民の称号を贈り、その榮譽を顕彰するとなっています。

選考委員会については第3条にあり、名誉市民の選考に係る事項を調査審議するため、南あわじ市名誉市民選考委員会を置くとなっています。

また、同条第2号では選考委員会の組織、運営等に関して必要な事項は規則で定め

ることとなっています。

次に、南あわじ市名誉市民選考委員会の規則について説明します。

規則の第2条では選考委員会の所掌事務について明記しており、委員会は市長の諮問に応じて名誉市民の選考に係る事項を調査審議し、市長に提言、答申することとなっています。

この後、市長より諮問を受けて、審議した結果を答申することになります。

また、第3条には組織及び委員について明記しており、委員は10人以内、委員の任期は2年と記されているほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。と、守秘義務についても記されております。

(情報公開について)

次に、情報公開について説明をいたします。

南あわじ市情報公開条例では、市には市の諸活動の状況を具体的に市民に説明する責務があると記している一方、氏名、生年月日など特定の個人を識別することができるものや、個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開とされています。

当委員会では、候補者名や経歴等個人情報を扱うために非公開で会議を開催いたします。会議録は個人のプライバシーに配慮した形にして作成し、ホームページ等で公開いたします。

なお、会議録については、一言一句を記載した議事録ではなく、会議の要点だけをまとめた議事要旨とし、発言者の氏名は記載いたしません。

また、必要に応じて協議結果を報道機関等にも情報提供をし、広く公表いたします。

6. 委員長及び副委員長の選任について

出席委員の互選により、委員長に「市川委員」、副委員長に「三原委員」が選任された。新たに選任された委員長及び副委員長を代表して、市川委員長よりごあいさつをいただいた。

7. 諮問について

市長より委員長に対して、南あわじ市名誉市民選考委員会規則第2条の規定に基づき、名誉市民の選考に係る事項の調査審議を求める「諮問」を行った。

8. 協議事項

■協議事項(1) 名誉市民候補者の選考基準について

事務局より、選考基準について次の通り内容説明等を行った。

(名誉市民の現状について)

選考基準の協議に入る前に、南あわじ市の名誉市民について説明いたします。

南あわじ市名誉市民一覧をご覧ください。

現在の名誉市民は、表の上から5段の旧西淡町の名誉町民5名と、6段目以降の旧南淡町の名誉町民25名、計30名の方が名誉市民に引き継がれています。南あわじ市になってからは名誉市民の選定をしていません。

淡路市では、井植歳男さんや原健三郎さんなど旧町時代に選定された12名の名誉町民が名誉市民として引き継がれております。当市と同様に、淡路市になってから選定されていません。

洲本市は、井植歳男さんや直原玉青さん、阿久悠さん、瀧川福市さんのほか、昨年、淡路信用金庫会長の瀧川好美さんとドラゴンクエストの生みの親である堀井雄二さんが新たに選定され、名誉市民は12名となっています。

選考基準については、洲本市・淡路市とも設けておりません。また、調べた範囲では、県下では三木市のみ設けております。もしかしたら運用上で基準を設けており、公表していない自治体もあると考えられますが、全国的にも基準を設けている自治体は少ないといえます。

(選考基準案について)

市長から諮問を受けた選考基準案についての説明をします。

この候補者の選考基準は、秘書課がこの選考委員会に名誉市民を推挙するための基準となります。この基準を設けることで、名誉市民の推挙を円滑に進めることができるほか、名誉市民の格付けが具体的にイメージしやすくなり担当者が替わったとしても、同じ基準で候補者を選考できます。

～選考基準（案）を読み上げる～

選考基準（案）の第2項第2号のア～カについて、具体的に説明します。

アのノーベル賞は、ダイナマイトを発明したアルフレック・ノーベルの遺言により1901年から始まった世界的な賞です。物理学、化学、生理学・医学、文学、平和及び経済学で顕著な功績を残した人物に贈られます。

イの旭日大綬章及び瑞宝大綬章以上の勲章を受章した者については、「勲章・褒章の種類等」をご覧ください。勲章の表で、上にある賞ほど格が高くなります。今回の基準で④旭日大綬章及び⑤瑞宝大綬章以上の勲章ということで、①大勲位菊花章頸飾、②大勲位菊花大綬章、③桐花大綬章、④旭日大綬章、⑤瑞宝大綬章の受章者とな

ります。

ウ 文化勲章受章者については、勲章の表の下段にあり、文化の発達に関し特に顕著な功績のある方に贈られるもので、表の下段にあります。格下というわけではないようです。淡路夢舞台を手掛けた安藤忠雄建築士や俳優の高倉健さん、I P S細胞の山中伸弥教授なども受章されています。

エ 国民栄誉賞受賞者は、内閣総理大臣表彰のひとつで、今までに王貞治さんや美空ひばりさんなど23人と、女子ワールドカップ日本女子代表の1団体が選ばれています。また、今年2月13日には将棋棋士の羽生善治さんと囲碁棋士の井上裕太さんが受賞を予定しています。

オ 国指定重要無形文化財の各個認定の保持者・人間国宝は、文化財保護法に基づき「重要無形文化財に指定される能楽や文楽、歌舞伎、音楽など、芸能を高度に体現できる人など」を文部科学大臣が指定するものです。鶴澤友路さんは、音楽の義太夫節三味線で人間国宝になっています。

カ その他前各号に相当する国際的又は国民的賞については、国際的な賞ではアカデミー賞（映画）やグラミー賞（音楽）、国民的賞では直木賞や芥川賞などが考えられます。

（2）市長が特に必要と認めた者は、同条第1号のような賞を受賞されなくても、公共福祉の増進や、産業文化の進展に寄与され、その功績が卓絶であった者が考えられます。

【委員の主な質問・意見】

- ・委員：選考委員会の役割は何になるのか。この基準を基に、選考委員会で名誉市民の候補者を探し、市長に提言するのか。

⇒事務局：委員に候補者を探していただくことはありません。市長が名誉市民の候補者を選考委員会に諮問し、その候補が名誉市民として相応しいかどうかを審議していただくことが、選考委員会の役割となります。

- ・委員：スポーツに関するところは、カ「その他前各号に相当する国際的又は国民的賞の受賞者」にあたると思うが、具体的ではない。

⇒事務局：スポーツ関係は、基本的にカ「その他前各号に相当する国際的又は国民的賞の受賞者」にあたりますが、エ「国民栄誉賞受賞者」やウ「文化勲章受賞者」の中でもスポーツ関係で功績を認められて受賞された方もいます。

【審議結果】・・・承認

協議事項（１）名誉市民候補者の選考基準について、委員の挙手により採決を行い、全員挙手で承認となった。

■協議事項（２） 名誉市民の推挙について 【非公表】

※名誉市民の推挙については、推挙者の氏名や生年月日、経歴等個人情報を扱い、個人の権利利益を害する恐れがあるため、非公開とする。

【審議結果】・・・承認

協議事項（２）名誉市民の推挙について、委員の挙手により採決を行い、全員挙手で承認となった。

9. その他

・名誉市民の選定にかかるスケジュールについて

委員長：答申書の内容確認、日程等は、委員長に一任してもらえるか。

全委員：委員長一任。

事務局：答申を受けたのち、南あわじ市議会３月定例会に議案「名誉市民の選定について」を上程します。

10. 閉 会

閉会にあたり、三原副委員長よりごあいさつをいただいた。

以上